

2024年7月31日

登録の抹消による会員資格の喪失

一般社団法人日本投資顧問業協会

株式会社エフ・ポート（会員番号 081-00010 号）は、金融庁長官から金融商品取引法第52条第1項の規定に基づく登録取消処分を受け、同法第55条第1項の規定に基づき登録の抹消がなされたことに伴い、2024年7月31日をもって、定款第13条第2号及び「会員の資格及び届出に関する規則」第11条の規定により、会員資格を喪失しました。

以上